

## 不動産譲渡契約書等にかかる印紙税軽減措置とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 山端 美徳

「不動産譲渡契約書」や「建設工事請負契約書」にかかる印紙税の軽減措置が延長になりましたね。



リサ



サキ先生

そうですね。これまでは平成9年4月1日から令和2年3月31日までに作成される契約書について、軽減措置の対象となっていました。令和2年4月1日から令和4年3月31日までに作成されるものについても、適用の対象となりました。

ところで、不動産の譲渡に関する契約書とは、印紙税額一覧表の第1号文書の「不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書」のうち、不動産に関する契約書が軽減措置の対象になるのは何となくわかりますが、第2号文書の「請負に関する契約書」のうち、軽減措置の対象となる文書はどのような文書ですか。



リサ



サキ先生

第2号文書の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条で定められている建設工事に係る文書が軽減措置の対象になります。ここでいう建設工事とは土木一式工事、建築一式工事、大工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事をいいます。

例えば、不動産譲渡代金や建設工事代金を受領した際に作成する受取書も軽減措置の対象になるのですか。



リサ



サキ先生

たとえ不動産の譲渡や建設工事の請負に係る契約に関して作成される文書であっても、不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に係る契約書に該当しないものは、軽減措置の対象にはなりませんよ。

じゃあ、建築物の設計については、建設工事には該当しませんか。



リサ



サキ先生

建築物の設計についても、建設業法第2条で定められている請負工事には該当しないので、軽減措置の対象となりません。

そうですか。建設に係る契約書などはすべて印紙税が軽減されると思っていたのですが、そういうわけではないんですね。



リサ

### 【筆者紹介】

山端美徳(やまはた・よしのり)

国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門、同消費税課などを経て、神奈川県相模原市で税理士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行うとともに、法人会において印紙税等に関するセミナー講師を行う。著書に「文書類型でわかる印紙税の課否判断ガイドブック」(清文社)、「建設業・不動産業に係る印紙税の実務」(税務研究会)、「間違えると痛い!! 印紙税の実務Q & A」(共著、大蔵財務協会)等がある。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索